平成２５年（フ）第１９１号
奈良県橿原市八木町２丁目３番38号
破産者　岸　　孝
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
青森県八戸市大字糠塚字長久保29番地48、前住所東京都品川区大井４丁目11番12―301号内田ビル
破産者　佐藤　栄家
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
茨城県坂東市辺田681番地15　豊和コーポ１―２
破産者　服部　　圭
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１４０１号
埼玉県新座市片山３丁目５番15号　アーバンハイツ102号室
破産者　木村　　健
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見638番地27
破産者　藤岡　惠子
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３４号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木5643番地
破産者　力山美津江
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５０６号
横浜市中区曙町５丁目72番地７　リブゼ横浜ヴェルデパセオ905号室
破産者　紺野秀京こと　金　　秀京
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４３号
川崎市中原区宮内２丁目33番10号　ビラモデルナＮ301、前住所川崎市高津区下野毛３丁目２番30―103号　カサ・デ・センテレオ
破産者　森　　由典
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
川崎市宮前区菅生６丁目18番８号
破産者　向後　尚武
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
長野県上田市上田169番地７
破産者　新海　貞次
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第９１号
長野県安曇野市豊科南穂高5051番地
破産者　臼井　友数
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３２１号
名古屋市港区小碓３丁目38番地
破産者　生方　雄喜
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７７号
名古屋市北区喜惣治２丁目200番地　喜惣治荘７棟205号
破産者　白石　健二
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６８号
愛知県春日井市東野町９丁目15番地１　市営東野住宅Ｂ棟202号
破産者　野々山博康
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
滋賀県長浜市大路町645番地
破産者　三田　哲哉
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
滋賀県長浜市岡谷町６番地
破産者　冨永　澄江
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
大阪市浪速区桜川２―１―14スタジオアパートメントＷＫ904、住民票上の住所大阪府泉佐野市長滝4051番地の８
破産者　戎谷　昌朗
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
大阪府泉佐野市長滝4051番地の８
破産者　戎谷　直敏
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
大阪府泉佐野市日根野4642番地の１―401
破産者　上山　満里（旧姓戎谷）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係